

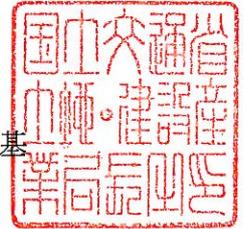


平成 24 年 12 月 12 日  
国 土 企 第 37 号  
国 都 制 第 115 号  
国 住 備 第 136 号

(社) 全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長 佐々木

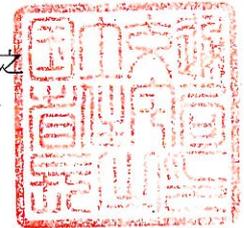
基



国土交通省都市局長 川本 正一郎



国土交通省住宅局長 井上 俊之



特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合における譲渡所得の特別控除の縮減に伴う告示及び審査基準の改正について

平成 24 年 4 月 1 日に租税特別措置法の一部が改正され、一団の住宅建設に関する事業に係る特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得及び所得の特別控除は平成 23 年 12 月 31 日までの譲渡をもって終了することが確定しております。

これに伴い、当該特例の認定のための申請手続も廃止されておりますので、申請時における必要的記載事項を定めた告示を別添のとおり改正するとともに、「民間宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除に関する特定宅地造成事業等の認定に係る審査基準等について」（平成 21 年 12 月 15 日国土企第 37 号・国都制第 117 号・国住備第 107 号土地・水資源局長・都市・地域整備局長・住宅局長通知）を廃止し、別紙のとおり審査基準を改正致しました。

なお、平成 23 年 12 月 31 日までに譲渡を行ったものについては、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 16 号）の附則第 12 条第 2 項及び第 27 条第 1 項の規定により、引き続き特例を受けることが可能となります。この場合における申請手続は、平成 24 年国土交通省告示 1416 号による改正前の告示の第 1 条第 1 項第 3 号の規定によることとなりますので、御留意下さい。